

**「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本構想策定支援業務
公募型プロポーザル実施要項**

1 業務の概要、選定方法等

(1) 業務の名称

「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本構想策定支援業務

(2) 業務の内容

ろまんちっく村の再整備を進めるにあたっては、利用者のニーズ調査の結果を的確に反映させつつ、施設整備コンセプトや導入機能・施設の検討だけでなく、市の資金による再整備や民間資金による施設整備など、様々な手法が考えられるため、ろまんちっく村再整備基本構想策定支援業務を行うもの

※ 詳細は、「道の駅うつのみや ろまんちっく村」再整備基本構想策定支援業務委託仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした、公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 委託期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

(5) 企画提案上限額

7,799,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものである。

※ この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(6) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

内容	日時
公募の開始	令和6年5月14日（火）
参加申請関係書類の提出期限、 質問書の提出期限	令和6年5月20日（月）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和6年5月31日（金）
企画提案書及び見積書の提出期限	令和6年6月25日（火）午後5時15分まで
提案審査	令和6年7月1日（月）
審査結果の通知	令和6年7月上旬

(7) プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所12階）

宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ

電話：028（632）2437 FAX：028（632）2765

E-mail：u42002000@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の「調査・分析等業務」に登録されている者又は令和6年7月1日時点の名簿への登録が完了する見込みの者であること
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つものをいう。）と認められる者ではないこと
- (6) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書（様式1）」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載）

- ア 提出書類 参加申請書 1部
- イ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出場所 宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ ※1(7)参照
- エ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る。評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書
- イ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出場所 宇都宮市魅力創造部観光 MICE 推進課観光戦略グループ※1(7)参照
- エ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月31日（金）までに、全ての参加者（参加申請書に記載された連絡先）に、電子メールにて回答する。なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

提案書及び見積書

(2) 提出期限

令和6年6月25日（火）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 魅力創造部 観光 MICE 推進課 観光戦略グループ

(4) 提出方法等

- ・ 提出する提案は1案とし、持参又は郵送（書留に限る。）により提出することとし、その他の方法による提出は認めない。
- ・ 持参により提案書を提出する場合の受付時間は、市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提案書の記載事項及び規格等

ア 提案書の記載事項

提案書の作成に当たっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

提出書類		備 考
様式3	(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の業務主任担当者を記載する。 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由を記載する。
様式4	(2)同種業務の履行実績調書	過去5年間に、同種の業務を企画・履行した実績を記載する。
様式5	(3)提案書の概要	・ (5)提案書の内容についての概要を記載する。(A4両面1枚以内)
自由様式	(4)業務の実施方針	・ 業務の実施方針、実施手法、実施フロー、工程計画及びその他（仕様書に対する提案、意見等）について記載する。
	(5)提案書の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の第3章「特記仕様書」に示した内容のうち、下記の重点項目について、記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ①課題抽出の具体的な方法の提案 ②利用者ニーズ等の整理の具体的な方法の提案 ③現時点における「ろまんちっく村」の評価と、再整備コンセプトのイメージの提案【重点項目】 ④再整備コンセプトを実現するために必要となる導入機能を抽出するためのこれまでの実績に基づく具体的な方法の提案【重点項目】 ・ そのほか、効果的・効率的な提案やアピール点がある場合には、その内容を明記すること。また、「仕様書」に示す内容以外にも、本業務が最大限の成果をあげるための提案者の知識経験から提案を行うこと。

(6)参考見積書 (税抜き)	・業務履行に要する費用を見積り，積算内訳を明らかにした上で，参考見積書に記載すること
-------------------	--

イ 提出書の規格及び部数

- ・ 提案書（紙媒体，カラー） 1 1部（うち1部は未製本）
 ※原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること
 ※添付書類についても，可能な限りA4判規格に揃えること
 ※概念図などがある場合には，A3判折込みも可とする
 ※(1)～(4)は，書面だけでなく，電子メールによるデータの提出も行うこと。
- ・ プレゼンテーション用データ（DVD-R） 1部
 （Microsoft Office Word 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること）

5 提案内容の評価項目

提案書の評価については，主に次の項目により総合的に行う。

- ①本業務の実施体制
- ②本業務及び類似業務における実績
- ③本業務の実施手法，スケジュール等の確実性
- ④課題抽出方法の具体的
- ⑤利用者ニーズ等の整理における具体性
- ⑥「ろまんちっく村」の評価と，再整備コンセプトのイメージの提案【重点項目】
- ⑦再整備コンセプトを実現するために必要となる導入機能を抽出するためのこれまでの実績に基づく具体的な方法の提案【重点項目】
- ⑧取組意欲・問題解決力
- ⑨概算事業費の妥当性
- ⑩地域経済への貢献度

6 その他

(1) 疑義の照会

提案書の内容等については，後日，市から照会を行うことがある。

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用，旅費など）は，全て提案者の負担とする。

(3) 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後，提案書の追加及び変更は認めない。ただし，市が提案書の差し替え，変更又は取り消しを認めたときは，この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

(4) 提案書の公開等

- ・ 提案書等は，宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため，情報公開請求により公開する場合がある。そのため，技術情報等，公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

(5) 秘密の蔽守

本プロポーザルにより，知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 表現の方法

提案書の表現については，専門的な知識を有しない者でも理解できるよう，分かりやすいものとする。

7 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて，提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し，提案者への質疑等を行った上で，最も優れた提案をした者及び次点の者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

ア 日時及び場所 令和6年7月1日（月）予定

※ 時間及び場所は，別途指定し参加者に直接連絡する。

イ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

ウ 説明時間等 1者あたり持ち時間20分（説明終了後に必要に応じて質疑応答を行う。質疑応答に係る時間は持ち時間に含めない。）

エ 説明資料等

- 資料は，提出したMicrosoft Office WordまたはPowerPointで作成したDVD-Rのみ使用可能とする。なおプロジェクター，スクリーンは当市が用意する。（パソコンについては，HDMIで接続可能な提案者の機器を使用すること。）

- 企画提案書とDVD-R（プレゼンテーション用資料）の形式が異なる場合，内容に齟齬がないようにすること。また，プレゼンテーションの際に企画提案書の該当箇所がわかるように説明すること。

オ その他

- 参加者が多い場合には，プレゼンテーション日時を別日にすることがある。

(2) 失格事項

以下の事項に該当した場合は，失格とし，審査を行わないものとする。

- 提出書類に虚偽の記載をした場合
- 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- 企画提案書に記載された技術者等が，契約締結後に当該業務に従事できない場合
- 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった場合
- その他，本要項の諸条件に違反した場合

(3) 審査結果の発表

- 審査結果については，令和6年7月上旬に提案者へ書面で通知する。
- 次点の者又は選定されなかった者は，その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは，通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし，宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上，書面により申請するものとする。なお，その回答は後日，書面により行うものとする。
- 審査結果に対する，異議申し立ては受け付けない。

8 契約

- (1) 提出された提案書に基づき審査を行い、優先順位を定めた後、最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても、契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

9 留意事項

- ・ 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、市に帰属する。
- ・ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を市に提出すること。
- ・ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。